

平成30年度 第5回田辺市人権教育啓発推進懇話会会議録

開催日時	平成31年3月27日 水曜日 午後1時30分～午後4時
開催場所	田辺市文化交流センター たなべる2階 会議室
内 容	1 開会あいさつ 2 田辺市人権施策基本方針（改定版）案 について 3 田辺市人権施策基本方針（改定版）案 について、市長への報告 4 その他 5 閉会あいさつ
出席委員	尾花委員、久保哲也委員、和田委員、吉田委員、多屋委員、碓井委員、廣岡委員、芝本委員、小山委員、久保正博委員、後藤委員、中村委員、森川委員、室谷委員、白川委員、横矢委員、植委員、平谷委員、坂井委員、山本委員、須本委員、宍塚委員、田中委員、畑谷委員、石垣委員、朝井委員 <p style="text-align: right;">計 26 名</p>
欠席委員	池下委員、嶮口委員 <p style="text-align: right;">計 2 名</p>
事務局	小川企画部長、人権推進課 出口課長、堀口係長、岡本企画員、坂本主査
傍 聴	なし

1 開会あいさつ

（議長）

皆さん、こんにちは。いつも大勢の方にご出席をいただき本当にありがとうございます。

今日は、第5回目の懇話会になりますが、本当に一言一言に対して、人権に対する思いを持たれ、貴重なご意見やご提言を頂きましたので、ようやくここまで辿り着くことができました。また、小委員会においては、9回開催しましたが、その中でも皆様の人権に対する思いの強さをつくづく感じておりました。

今回で、最後の懇話会となりますが、どうぞ忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

2 「田辺市人権施策基本方針（改定版）」案 について

（議長）

それでは、議題の2番目について事務局から説明をお願いします。

（事務局 人権推進課）

議題の2番目「田辺市人権施策基本方針（改定版）」案について説明する前に、少し策定経過を説明します。資料編の92ページをご覧ください。

はじめに、本年1月11日に開催した第3回懇話会においては、第1章から第3章までを再

審議し、ご承認をいただきました。

また、第4章の人権問題の現状と課題では「1. 同和問題」から「8. 犯罪被害者等の人権」までを審議し、委員の皆様方から、貴重なご意見やご提案をいただきましたので、1月18日に庁内組織である田辺市人権施策推進本部が全ての課室を対象に、意見聴取を行いました。

これらを踏まえ、1月21日及び25日に小委員会を開催し、素案の修正について協議を重ねてきました。

続いて、1月29日に開催した第4回懇話会においては、第4章の人権問題の現状と課題「9. 刑を終えて出所した人の人権」から「19. 北朝鮮当局による人権侵害問題」及び第5章の「基本方針の達成に向けて」までを審議し、委員の皆様からご意見やご提案をいただきました。

これらのご意見、ご提案におきましては、2月8日に庁内組織である田辺市人権施策推進本部が全ての課室を対象に、再度、意見聴取を行いました。

さらに、2月27日には、第8回小委員会を開催し、素案の修正について協議をしました。

そして、3月7日から3月22日までの期間には、「田辺市人権施策基本方針（改定版）」案に対する市民意見募集を行い、お1人から14件のご意見を提出いただきました。

3月19日には、第9回小委員会を開催し、市民意見募集の途中経過を説明するとともに、いただいたご意見に対する考え方について協議を行いました。

今回は、懇話会におけるご意見やご提言を受けて、変更した主な点と「田辺市人権施策基本方針（改定版）」案に対する市民意見募集の結果について説明をさせていただきます。

（事務局 人権推進課）

- ・第4回懇話会における意見、提言を受けて主な変更点について説明する。（資料1）
- ・表紙（案）について説明する。（資料2）

（議長）

ただいまの説明について、皆様方から、この件に関してご意見やご質問を伺いたいのですが、何かございませんか。

●意見・質問

（A委員）

57 ページ、「9. 刑を終えて出所した人の人権」の（3）基本的な取組、③青少年の育成の文中に、田辺地区更生保護女性会とあるが、田辺保護司会との関係性がわかりにくい。

青少年を対象とした場合のみ、この女性会が活動を行っているのか。

（企画部長）

ここ数年前に、田辺地区更生保護女性会ができましたが、受け持ちの範囲については、青少年に特定しているものか、広く成人も含めているものなのか、再度確認をして、整理してまいります。

（議長）

再度、確認をして頂いて、記載してほしいと思います。他にございませんか。

（B委員）

53 ページ、「7. 感染症・難病の人の人権」の（3）基本的な取組、①エイズ、ハンセン病などの感染症に対する正しい知識の普及の文中ですが、項目名がエイズ、ハンセン病となっていますので、最初にエイズに関する内容を、次にハンセン病に関する内容を記述する方がわかりやすいと思います。

（事務局 人権推進課）

ご指摘ありがとうございます。何度も確認をしていたのですが、冊子となる前に気づいていただきありがとうございます。早速、訂正をいたします。

（議長）

他にございませんか。なければ、次に市民意見募集の結果について、事務局から説明をお願いします。

（事務局 人権推進課）

「田辺市人権施策基本方針改定版（素案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果及び市の考え方について説明する。

（議長）

ただいまの説明について、皆様方から、この件に関してご意見やご質問を伺いたいのですが、何かございませんか。

●意見番号1～14の中で、意見・質問があったもの

意見番号5 女性の人権 （2）現状と課題

「世界経済フォーラムが公表している男女格差（ジェンダーギャップ）の国別ランキングで、日本は毎年『男女の平等度がかなり低い国』という評価を受けており、2016年の順位は144ヶ国中111位」であることを記載して頂ければと思います。

（例：日本衆議院議員の女性比率10.1%など）

（C委員）

ほかの人権課題における現状と課題には、具体的な数値が表されているのでは。

（事務局 人権推進課）

外国人の入国者数やいじめの件数など、国や県と田辺市の実態を比較する場合は具体的な数値を記載しています。しかし、世界における日本の男女格差となると、比較の範囲が大きくなりすぎるため、今回の基本方針に記載するのではなく、女性の人権に関する個別の学習会等において示していければと考えています。

(C委員)

私は、それでいいと思いますが、提案された方が納得できるように考え方を示す必要があると思います。

(D委員)

比較する対象が大きく、私も、それでいいと思います。

(E委員)

提案された方に対しては、この様式で市の考え方を回答しているのですか。

(事務局 人権推進課)

いただいたご意見については、市が公表することになっていますが、直接、提案された方に回答するのではなく、市のホームページにおいてこの様式で公表いたします。

(E委員)

先ほどのように、説明を聞きますと納得できるのですが、このままの様式で公表すると、提案された方が理解しにくいと思います。これは、田辺市の基本的な方向性を示すものなので、比較する数値は国や県といった説明があればわかりやすいと思います。

(事務局 人権推進課)

ご指摘いただいたように、公表する市の考え方については、もう少しわかりやすく書き加えていきたいと思っています。ありがとうございます。

(議長)

貴重なご意見を提案いただいた方が、納得できるように市の考え方を書き加えてほしいと思います。

意見番号7 障害のある人の人権

「制度的バリア」の項目に、補助犬と一緒にレストランやスーパーに入れないとありますが、平成14年10月1日に「身体障害者補助犬法」が施行され、同伴の拒否が出来ないのではないのでしょうか。とすれば、「なかなか受け入れてもらえない現状にあり」などの表現の方が良いのではないかと。

(D委員)

身体障害者補助犬法とは、どういった内容になっているのですか。

(F委員)

身体障害者補助犬とは、視覚障害のある人を誘導する盲導犬、聴覚に障害のある人をサポ

ートする聴導犬、手足の不自由な人をサポートする介助犬のことをいいます。

これらの補助犬を連れていらっしゃる方が、公共施設や、飲食店などに入ることを拒否してはいけないと、身体障害者補助犬法では定められています。罰則規定はありませんが、この法律が出来る前までは、補助犬を連れての方を受け入れましょう。となっていました。法律が出来てからは、拒否してはいけないと厳しくなっています。

（事務局 人権推進課）

F委員から、身体障害者補助犬法について、本当にわかりやすく説明していただきありがとうございます。まだまだ補助犬については、認知されていない部分もあるかと思っておりますので、用語の解説 87 ページに載せているところです。今回、提案をいただいた方も、この法律についてはよくご存知だと思われそうですが、この法律は、2002（平成 14）年 10 月に制定されたものです。公共施設をはじめ、スーパーや飲食店、ホテルなどでは、補助犬の同伴を受け入れることは、法律で義務付けられています。田辺市内においては、補助犬の同伴が可能なところでは、入口にシールを貼っていますので、安心して入ることができます。

一方で、施設の入口に「ペットお断り」と書かれていると、補助犬はペットではないけれども、ペットとの違いがわからず、受け入れを拒まれ辛い思いをされるといったことがあります。こうしたことから、本来、施設に入れるにもかかわらず、受け入れが不十分などのバリアがあると提案いただいたものと考えています。

（G委員）

補助犬とは、どういったものかを教えていただきましたが、これをきちんと書くことは、市民への啓発にもなるので非常に良いことだと思います。

また、身体障害者補助犬法が出来て、本来、施設に同伴して入れるにも関わらず、「受け入れが不十分などのバリアがある」と、提案者が言われるように書くと良いと思います。

（議長）

ありがとうございます。周知することで、制度的バリアと心のバリアの両方がなくなるようにしてほしいと思います。

（事務局 人権推進課）

ありがとうございます。ご審議いただいた内容については、意見募集（パブリックコメント）に対する市の考え方として、訂正の上、公表するとともに、「田辺市人権施策基本方針（改定版）」案についても修正をしていきます。

3 「田辺市人権施策基本方針（改定版）」案 について、市長への報告

（議長）

今回で、「田辺市人権施策基本方針（改定版）」案に対する審議は全て終了となりますが、委員の皆様方からいただきましたご意見やご提言を踏まえ、この結果を市長に報告することとします。ご承認いただける方は、拍手をお願いいたします。

(拍手)

(議長)

拍手多数と認めます。長い間、様々なご意見やご提言、またご審議をいただき本当にありがとうございます。

それでは、3月29日(金)に、会長、副会長、事務局とで市長へ報告をさせていただきます。最後に「その他」ということで、事務局から何かございますか。

4 その他

(事務局)

特にございません。

(議長)

ほかになければ、私から一つ提案をさせていただきます。

今年度、最後の懇話会を終えて、「田辺市人権施策基本方針(改定版)」も出来上がってまいりましたが、現在、田辺市には、人権尊重の条例がございません。

このことについて、私は、条例が必要だなと考えてきたのですが、その理由の一つとしては、せっかく立派な基本方針が策定されても、それが活かされないと意味がないと思うことと、これから生まれ育つ子どもたちが、このまちには、人権を尊重する条例があって、人権施策を総合的に推進する基本方針があって、自分たちを守ってくれていると思える「形」をあらわすものとして、皆様と一緒に、また市民の声を上げて作っていければと思っています。任期があと一年ございますので、皆様とともに、一年かけて勉強をしていければと思っています。いかがでしょうか。

(拍手)

(議長)

ありがとうございます。突然ではございますが、企画部長から一言お願いできればと思います。

(企画部長)

長時間にわたり熱心なご審議をいただきありがとうございます。

「田辺市人権施策基本方針(改定版)」の策定にあたりましては、懇話会で5回、小委員会では9回にわたって貴重なご意見やご提言をいただきました、懇話会委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

この基本方針(改定版)は、人権尊重の精神をまちづくりの基本にしながら、これまでの歴史や取組を引き継ぐとともに、社会情勢の変化に伴う、新たな課題に適切に対応するために、策定するものです。

田辺市といたしましても、今後も「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」の実現をめざすとともに、本方針に基づき、すべての人の人権が尊重されるよう、より一層の人権施策の推進に努めてまいりますので、引き続き、皆様方のお力添えを賜りますようお願いいたします。

そして、只今、会長より来年度の新たな取組として、人権尊重条例（案）の検討という提案をいただきました。

すぐに制定するという事は、この場ではっきりと申し上げられませんが、一年かけて皆様とともに勉強してまいりますので、引き続きご協力の程よろしくお願い申し上げます。

（議長）

ありがとうございます。その他に皆様から何かございますか。

なければ、以上で本日の議事は全て終了しましたので、議長の任務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

5 閉会あいさつ

（副会長）

人権推進課の皆様の渾身のご努力と、市役所の各部署からのご提言、懇話会委員の皆様による熱心なご審議など、おかげをもちまして「田辺市人権施策基本方針（改定版）」の完成となりましたことを本当にうれしく存じます。

私は、民主主義というのは、人間の自由と平等を尊重するものではないかと考えています。また、人権は、人間が人間らしく生きていく権利であり、基本的人権と民主主義は表裏一体の関係になっていると思います。

この基本方針が、基本的人権の尊重をより確かなものにするものとして、出来てまいりましたが、これは、民主主義をより強固なものにしたとも言えるわけです。

本当に、完成を心から喜びたいと思いますし、この喜びを皆様と共有してこの会の閉会とさせていただきます。ありがとうございました。